



山形労働局均登 0510 第 1 号
令和 6 年 5 月 1 7 日

関係各位

山形労働局雇用環境・均等室長
(公 印 省 略)

フリーランス・事業者間取引適正化等法について（協力依頼）

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、配送やデザイン制作など多様な業種で、フリーランスとして働く方が増えています。一方、フリーランスは「個人」、つまり 従業員を雇用せず一人で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすくなります。そのため、「報酬が支払われない」「一方的に仕事内容を変更される」「ハラスメントを受けた」等のトラブルの増加が問題となっています。

このような状況を改善し、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事できる環境を整備するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」が令和 5 年 5 月 12 日に公布されました。本法律は令和 6 年秋頃の施行を予定しています。

つきましては、貴職におかれましても、本法律の趣旨をご理解いただき、窓口へのリーフレット（別添）の配架、広報誌やホームページなどへの掲載（広報文案（別紙ご参照））による周知にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、ポスター及びリーフレットにつきましては、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができますので、ぜひご活用ください。

【厚生労働省ホームページ】

フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html



【担当】

雇用環境・均等室

主任雇用環境改善・均等推進指導官 西長

電話 0 2 3 - 6 2 4 - 8 2 2 8